



平成 29 年 4 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 良品計画  
代表者名 代表取締役社長 松崎 暁  
(コード番号 7453 東証第一部)  
問合せ先 執行役員企画室長 武内 健治  
電話番号 03-3989-5972

## 海外グループ会社の役職員に対する株式インセンティブ報酬制度の導入のお知らせ

当社は、平成 29 年 4 月 12 日開催の取締役会において、海外グループ会社の役職員を対象として、株式インセンティブ報酬制度を導入することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度導入の目的

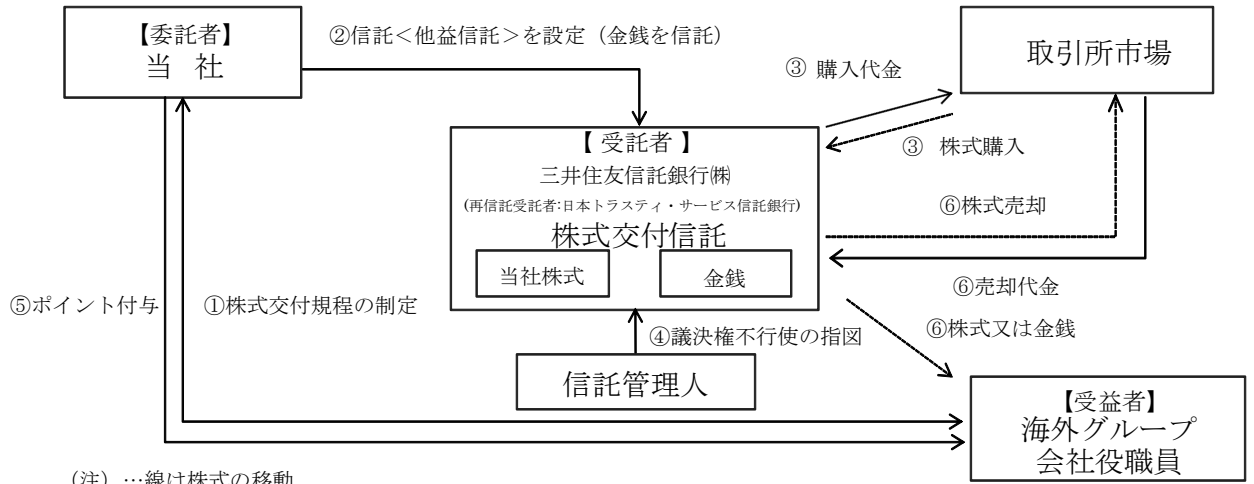
当社は、海外のグループ会社の役職員を対象に、帰属意識を醸成し当社グループの中長期的な業績や株価上昇に対するモチベーション向上を図るとともに、中長期的な企業価値向上に資することを目的として、本制度を導入します。

#### 2. 本制度の概要

当社は、海外グループ会社の役職員に対するインセンティブ・プランとして、信託を用いた新たな業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することといたしました。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託（以下「本信託」といいます。）を設定し、信託を通じて当社株式の取得を行い、当社が定める株式交付規程に従い、一定の要件を満たした海外グループ会社の役職員に対して、その役職及び各グループ会社の業績に応じて付与されるポイントに基づき、本信託を通じて当社株式又は当社株式の換価処分代金相当額の金銭を無償で交付するインセンティブ・プランです。

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は、一定の海外グループ会社の役職員を対象とする株式交付規程を制定します。
- ② 当社は、受益者要件を充足する海外グループ会社の役職員を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（本信託）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭を信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により一括して取得します。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して不行使の指図をし、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 当社は、株式交付規程に基づき、一定の要件を満たした海外グループ会社の役職員に対し、役職及び所属するグループ会社の4年間の業績に応じたポイントを、原則として本制度導入開始から4年後に、一括して付与します。
- ⑥ 株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした海外グループ会社の役職員は、本信託の受益者として、付与されたポイント相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

### 3. 本信託の概要

- (1) 名称：株式交付信託
- (2) 委託者：当社
- (3) 受託者：三井住友信託銀行株式会社

三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。

- (4) 受益者：当社海外グループ会社の役職員のうち受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人：当社と利害関係のない第三者を選定する予定
- (6) 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- (7) 信託の目的：株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること
- (8) 信託契約日：平成 29 年 4 月 19 日
- (9) 信託終了日：平成 33 年 7 月末日（予定）

### 4. 本信託による当社株式の取得の内容

- (1) 取得する株式の種類：当社普通株式
- (2) 株式の取得価額の総額：1,590,000,000 円（上限）
- (3) 取得する株式の総数：60,000 株
- (4) 株式の取得方法：市場取得（立会外取引を含みます。）の方法により取得
- (5) 株式の取得期間：平成 29 年 4 月 19 日から平成 29 年 4 月 28 日

以 上